

EU 環境規制の動向と今後の課題

ブリュッセル・センター

欧州委員会は 2008 年 7 月 16 日、「持続可能な消費と生産」、「持続可能な産業政策」をキーワードに、これまでの製品に関する環境政策の枠組みを一段と強化するアクションプランを発表した。新たな施策は、主に既存の指令・規則やイニシアチブをベースにしたもので、これらの対象拡大や手続きの簡素化を進めるほか、既存の施策間に相乗効果を生みだすことを狙いとしている。特に「エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求事項の設定のための枠組み（Energy using Products：EuP）指令」の対象を「エネルギー関連製品」に拡大する点が注目される。本稿ではアクションプランの概要を紹介するとともに、EuP 指令の実施措置策定の進捗動向と欧州新化学物質規則（REACH）の予備登録の状況を報告する。

1. アクションプラン¹の全体概要

EU は製品のエネルギー消費の効率化や環境性能の向上のために、既にさまざまな指令や規則を設定している。例えば、「エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求事項の設定のための枠組み（Energy using Products：EuP）指令」では対象のエネルギー使用製品に設計段階での環境配慮（エコデザイン）が要求されているが、現状では、同指令が対象とするエネルギー使用製品は、製品による環境への影響全体の 31～36%しかカバーしていないという調査研究結果が出ているほか、家電製品のエネルギー効率の表示を義務付けるエネルギーラベル指令が対象としている製品も限られている。

持続可能な消費と生産のさらなる推進と持続可能な産業政策の促進に向け、一連の既存の施策を強化したうえ、相互の連関性と相乗効果を高めるために欧州委員会が策定したのが今回のアクションプランである。なお、欧州委員会は 2012 年に、アクションプランの進捗状況をレビューし、報告書を発表することになっている。特に EuP 指令、エコラベル指令をエネルギー関連製品以外にも拡大するかどうかを含め、さらなるアクションの必要性を検討する。

アクションプランの全体の構成は表 1 のとおりだが、以下で具体的な提案内容を概説する。

<https://www.jetro.go.jp/world/europe/eu/biznews/>

表 1：アクションプランの構成

1. 新たな製品に関する環境政策
<ul style="list-style-type: none"> ・ EuP 指令を「エネルギー関連製品」に対象拡大 ・ エネルギーラベル表示（義務的）の対象拡大 ・ エコラベル（任意）の対象拡大と利用促進 ・ エコ製品のインセンティブ規制とグリーン公共調達促進 ・ 小売企業や消費者の関与
2. よりムダのない生産に向けた施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ イノベーション支援と「EU 環境技術検証制度」の創設 ・ 任意の環境監査制度「EMAS」の改定による利用促進 ・ エコ産業に対する産業政策の策定 ・ 助言を通じた中小企業に対する環境性能向上
3. 持続可能な消費・生産の国際的な促進
<ul style="list-style-type: none"> ・ ポスト京都議定書におけるセクター別アプローチの支持 ・ グッドプラクティスの共有 ・ 環境に優しい製品・サービスの貿易促進

¹ [COM(2008) 397 final] “COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS on the Sustainable Consumption and Production and Sustainable Industrial Policy Action Plan {SEC(2008) 2110} {SEC(2008) 2111}”, COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES (Brussels, 16.7.2008) ジェトロ通商弘報 2008 年 7 月 23 日記事「[エコデザイン指令やエコラベルの対象拡大を提言 - 持続可能な消費・生産に向けた行動計画\(1\) -](#)」、および同 7 月 24 日記事「[生産工程、国際的枠組みへの働きかけ - 持続可能な消費・生産に向けた行動計画\(2\) -](#)」(清水幹彦)を参照。

2. より賢い消費とより優れた製品作りに向けた政策枠組み

(1) EuP 指令の改正

2005年8月に発効した『エネルギー使用製品に対するエコデザイン要求事項の設定のための枠組み (Energy using Products : EuP) 指令 (2005/32/EC)』²は、製品の設計段階で環境に配慮することで、製品のライフサイクル全体で環境性能を向上させることを目的としている。現在、テレビやコンピュータ、ボイラーなどの「エネルギー使用製品」を対象に、具体的な環境要件の策定が進められている。欧州委員会は今回のアクションプランの目玉として、EuP 指令の対象を、エネルギーを直接的に使用する製品群だけでなく、「エネルギー関連製品 (Energy-related Products) に拡大する改正を提案³した。「エネルギー関連製品」は、指令改正案で「(当該製品の) 使用中にエネルギー消費に影響を及ぼすあらゆる製品」と定義されており(エネルギー使用製品もエネルギー関連製品の一部という位置づけ) これらの製品に組み込まれる部品や、省エネルギーの役目を果たす製品も対象に含まれる。上記のとおり、現状では指令対象製品は、製品による環境への影響全体の3分の1しかカバーしていないが、これにより3分の2に引き上げることができるという。

新たに対象となる製品の種類については、改正が完了した時点で優先製品グループのリストが作成されることになっており、指令案そのものには記載されていない。指令改正協議では、家具や繊維製品、紙などエネルギー関連製品以外の製品も対象とするかが検討されたが、最終的には対象外となり、2012年末までに欧州委員会により再検討されることが指令案で規定された(自動車などの輸送手段は、既に特定の政策や規制が現存するため、これまでどおり対象外のままとなる)。アクションプランでは、新たに対象となる具体的な製品の例として、冷暖房に使われるエネルギー消費を軽減する可能性がある窓や断熱材といった建設資材、水の消費の削減につながる水道の蛇口やシャワーヘッドなどの水回り製品が示されている。製品メーカーには、現行の指令と同様、まずは業界自主規制による最低基準の策定が促されるが、欧州委員会のフェアホイゲン副委員長(企業・産業担当)は、

² [Directive 2005/32/EC](#) of the European Parliament and of the Council of 6 July 2005 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy-using products and amending Council Directive 92/42/EEC and Directive 96/57/EC and 2000/55/EC of the European Parliament and of the Council (Official Journal 2005.7.22 L191)同指令については、ジェトロセンサー2008年3月号特集「世界を変えるEU発の製品環境規制」を参照。

³ [\[COM\(2008\) 399 final, 2008/0151 \(COD\)\]](#) “Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for energy related products (presented by the Commission)”, COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES/COM (Brussels, 16.7.2008)

2年以内に自主規制による基準策定が進まなければ、欧州委員会が法的基準の提案に着手することになると示唆している。

今回提案された改正の柱は対象製品の拡大にあり、現行の EuP 指令の基本原則や意思決定プロセスを変更することは想定していない。エネルギー関連製品についても、今後、対象製品や詳細な基準を、現在の EuP 指令で進められている製品別規制のプロセスに沿って作業プログラムを組み策定していくことになる。また、現在進められている EuP 指令の意思決定プロセスも、これまでとおり進められ、指令改正で大きな影響を受けることはない。

アクションプランでは、環境性能判断基準のアプローチ（市販されている製品中、最も環境パフォーマンスが優れている製品を基準とするもの）については、基準の達成は産業界の任意であるものの、将来的な義務的な基準を検討する上で参考になるものとしている。具体的な環境性能判断基準については、各製品に関する実施規則の中で規定することとなっている。この基準は、日本のトップランナー方式ほど詳細なものにはならないとみられている。義務的な基準、および環境性能判断基準の将来的な見直しは、製品グループごとの技術革新のペースに合わせて、具体的な期日を設けて行うとしている。

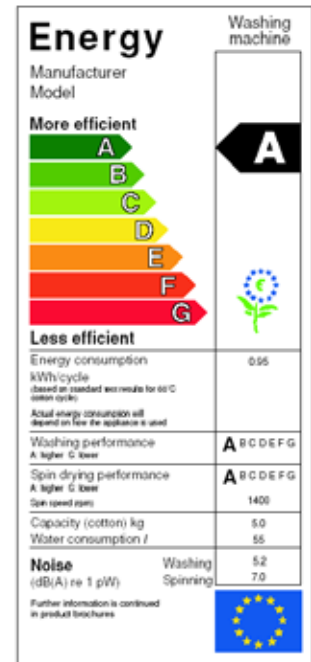
改正により、これまで EuP 指令の対象外だった製品メーカーにも、今後影響を与える可能性があるため、具体的な対象製品分野の決定へ向けた今後の動きに留意する必要がある。

(2) 製品ラベル表示に関わる指令・規則の改正

EU 内では現在、洗濯機や冷蔵・冷凍庫などの家電製品に対しエネルギー効率の水準を示すことを義務付ける「エネルギーラベル」と、任意の環境ラベル「エコラベル」が存在するが、アクションプランには、これらラベルの対象拡大や促進施策が含まれた。

エネルギーラベル指令⁴の適用対象も、EuP 指令と同様、エネルギー使用製品だけでなくエネルギー関連製品に拡大する。エネルギーラベルは右図のように、一目瞭然で消費者が製品のエネルギー消費を他の製品と比較しやすいようにするもの。新たに対象となる製品分野は、今後、上記の EuP 指令の改正に沿って設定するとしている。

アクションプラン発表後、閣僚理事会では環境作業部会や競争作業部会で協議が行われているが、現段階で発表されている資料を見る限り⁵、理事会はエコデザイン EuP に連動するラベル表示に関する新たな法令の検討を 2011 年末までに進める考えのようである。また欧州委員会に対し、エネルギーラベル表示と首尾一貫した新たな環境ラベル表示の導入を研究するよう要請する意向で、特に、既に英国で研究や一部企業による導入が進み、日本でも実用化・普及に向けた検討が進められている「カーボンフットプリント」の表示について言及されている。ただこれは、カーボンフットプリントのために新たなラベルを別途導入するわけではなく、EU 共通の任意のカーボンフットプリントの算出手法を設定し、既存のエネルギーラベルやエコラベルにカーボンフットプリントの情報を掲載するものとなる方向のようである。



⁴ [Council Directive 92/75/EEC](#) of 22 September 1992 on the indication by labelling and standard product information of the consumption of energy and other resources by household appliances (Official Journal L 297, 1992.10.13)

⁵ 以下の資料を参照。

[12095/08 Draft Council conclusions on the Action Plan on Sustainable Consumption and Production and Sustainable Industrial Policy Presidency text 22-07-2008](#)

[12277/08 Draft Council conclusions on the " Sustainable Consumption and Production and Sustainable Industrial Policy Action Plan " - Presidency text 27-08-2008](#)

[12627/08 Draft Council conclusions on the " Sustainable Consumption and Production and Sustainable Industrial Policy Action Plan " - Presidency text 08-09-2008](#)

[12933/08 Draft Council conclusions on the " Sustainable Consumption and Production and Sustainable Industrial Policy Action Plan " - Presidency text 12-09-2008](#)

[12987/1/08 REV 1 Draft Council conclusions on the Sustainable Consumption and Production and Sustainable Industrial Policy Action Plan Preparation for the Competitiveness Council 18-09-2008](#)

EuP 指令では、「エコラベル」を取得している製品について、エコラベルの基準が EuP 指令に基づく要件を満たしている場合は、EuP 指令に基づく要件を遵守しているものとみなしている。食品・医薬品を除く一般消費財・サービスを対象とするエコラベルは、1992 年の導入以来、一定の成果を上げてはいるが、一般消費者の認知度や産業界の理解は依然として低い。現状ではエコラベルの対象製品分野は 26、取得企業も 500 社程度にとどまる。欧州委員会は煩雑な取得手続きや管理がその原因だとみて、普及のためにエコラベル規則⁶を見直し、主に以下のような対策をとることをアクションプランで提案した。

- 取得申請料と年間ラベル使用料の廃止：現在の申請料は 300～1,200 ユーロ、年間使用料は 500 ユーロ～2 万 5,000 ユーロ（当該製品の域内売上高の 0.15%相当）だが、企業の負担を低減するためこれを廃止する。ただし加盟国の所管機関は登録料として最高 200 ユーロを徴収できる。
- 他の環境ラベル制度との調和促進による取得手続き簡素化：複数の環境ラベルを取得したい企業が、製品テストのコストを削減できるようにする。
- 対象製品分野の拡大：環境負荷とその改善余地が大きい製品・サービスを中心に、2015 年までに 40～50 に増やす方針。また、エコラベル貼付製品の露出を高めるため市場シェアを 10%に引き上げることを目指す。
- 基準文書の標準化と基準開発の手続き簡素化：分かりやすい文書に標準化することで企業負担を減らすとともに、基準開発プロセスの簡素化によって迅速化とコスト削減につなげる。

(3) エコ製品のインセンティブに対する規制

エネルギーや環境面の性能がより高いエコ製品は、依然として価格が高いことが需要拡大の妨げとなっている。加盟国の多くは、断熱効果の高い窓の取り付けなどで消費者の購買意欲拡大に向けたインセンティブを提供しているものの、国によって（あるいは一国内の隣接地域間でも）対象とする製品の環境性能の基準にばらつきがあり、効果もまちまちである。

この状況を改善するため、欧州委員会は、一定の環境性能水準を満たしていない製品に対して、インセンティブ対象としないことを提案した。製品グループ別のインパクトアセスメントの結果を基に、エネルギーラベルのラベル等級（例えば「D」「E」など）の 1 つを、

⁶ [Regulation \(EC\) No 1980/2000](#) of the European Parliament and of the Council of 17 July 2000 on a revised Community eco-label award scheme (Official Journal L 237, 2000. 9.21)

インセンティブを提供できる最低水準に設定し、加盟国はその等級を下回る製品にはインセンティブを提供できないようにする（インセンティブ提供の有無、またはその方法についてはこれまで通り加盟国が自由に選べる）。インセンティブが国・地域でばらばらであることで、その効果が薄れているという証拠がある製品グループに適用される。

(4) グリーン公共調達 (GPP) の促進

公共調達には交通、建設、設備など環境に与える影響が大きいものが多く、公的機関の購買力は莫大であるため、グリーン公共調達 (GPP) は製品開発や消費慣習にも多大な影響を及ぼしうる。EU における公共調達の市場規模は年間 2 兆ユーロ近く (GDP の 16% に相当) に上る。しかし、欧州委員会の 2006 年の調査によると、公共調達入札の際に環境基準を考慮した公共機関が全体の 50% を超える国は 7 カ国と、GPP は公共調達市場全体の一握りに過ぎない。このような状況の背景には、製品・サービスの環境基準確立の遅れ、データベースの不備、コスト比較などの情報不足などの問題点が指摘された。

アクションプランでは、エコ製品市場を刺激し規模の経済とイノベーションを誘発する狙いで、より具体的な施策で GPP を促進していく意向が示された。その 1 つとして、上述のインセンティブに関する水準設定と同様の方法で、公共調達においても、エネルギーラベルのラベル等級の 1 つを、公的機関が製品を調達できる最低水準に設定する。

また、欧州委員会は EU 共通の GPP 基準の確立、製品ライフサイクルを通じた製品コスト情報の提供、法的・実務的なガイダンスの提供も行っていく。中でも GPP 基準の策定については欧州委員会が調整するが、この分野で活発に活動している加盟国の代表で「GPP 専門家グループ」を設立し、産業界や環境団体等への諮問を経て策定する。既に EU、加盟国レベルで基準がある場合は、それをベースに検討する。アクションプランでは次の 10 部門を優先分野と定めて基準の策定に取り組み、2010 年までに全入札手続きの 50% が GPP 基準を満たすものとするを目標に掲げている⁷。

- 建設
- 食品・給食サービス
- 交通・交通サービス
- エネルギー
- 事務機器・コンピュータ
- 衣料・制服・その他繊維
- 紙・印刷サービス
- 家具
- 清掃製品・サービス
- 医療部門で使用される機器・設備

⁷ EU は「持続可能な開発戦略」の一環で、2006 年時点で GPP の実績が最も高い国のレベルを、2010 年までに平均値とするとの目標を 2006 年に立てた。

(5) 小売企業や消費者の関与

小売企業は、そのオペレーションやサプライチェーン、消費者行動といった面で持続可能な消費へ大きな影響力を持つとの認識から、「小売企業フォーラム (Retailer Forum)」を設立する。このフォーラムの目的は、個々の大手小売企業が、明確な目的意識や期限、達成目標、モニター指標を設定したうえで、活動にコミットすることである。フォーラムには、小売事業者のほか生産事業者や消費者団体等その他の非政府機関も関与し、以下のような活動においてプラットフォームの役割を果たす。

- 取り組むべき分野の特定と、既存のイニシアチブのベースラインの設定。
- ベストプラクティスの共有、既存イニシアチブの地理的拡大と新たなイニシアチブの導入検討。
- 各ステークホルダーの活動進捗状況の報告。

欧州委員会はまた、消費者の認識向上と製品選択の意思決定に役立つ知識の提供を支援する。例えば、若者を対象とした意識向上のためのツールの開発や、持続可能な消費に関するオンライン教育モジュールの開発などが想定されている。

3. よりムダのない生産に向けた施策

EU レベルでは、統合汚染防止管理指令 (IPPC 指令)⁸や温室効果ガスの排出権取引制度 (EU-ETS)⁹など、生産プロセスに対する規制枠組みは確立が進んでいるが、原材料への依存を軽減し、資源利用最適化やリサイクルを促進するためには、資源効率が高く環境面の革新性が高い生産プロセスに向けて、一段の弾みが必要となる。この目的のため、アクションプランでは、次の三つの分野で提案が行われた。

⁸ [Council Directive 96/61/EC](#) of 24 September 1996 concerning integrated pollution prevention and control (Official Journal L 257, 1996.10.10) 【現在、検討が進められている再制定の提案】
[COM(2007) 844 final] “ Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on industrial emissions (integrated pollution prevention and control) (Recast) ”, COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES (Brussels, 21.12.2007)

⁹ [Directive 2003/87/EC](#) of the European Parliament and of the Council of 13 October 2003 establishing a scheme for greenhouse gas emission allowance trading within the Community and amending Council Directive 96/61/EC (Official Journal L 275, 2003.10.25)

(1) 資源利用の効率向上

EUの「資源生産性」(資源投入量当たりのGDP:ユーロ/kg)は過去10年間平均で年間実質2.2%向上した。最低限でもこのペースを維持するため、製品ライフサイクルや輸出入の動きも考慮しつつ資源効率を監視し、計測し、かつ促進していくためのさらなるツールを開発する。具体的なマテリアルフロー分析やターゲットについては後の段階で明らかにする。

(2) エコ・イノベーションの支援と「EU環境技術検証(EU ETV)制度」の創設

環境製品・サービスのイノベーションの状況を示す指標の1つとして特許件数¹⁰があるが、EUの研究開発・イノベーション政策の一環として、エコ・イノベーションとその利用状況を監視し、計測し、かつ促進していくためのツールも開発する。さらに重要な施策として、新技術に対する信頼を高めるため、信頼できる第三者によって新技術の環境性能や環境への潜在的インパクトを客観的に評価する「EU環境技術検証(EU ETV)制度」を創設する。EUは2005年からEU ETVの創設に向けた活動を行っており、2007年11月から2008年2月にかけては公開諮問を実施。現在、ETVの制度枠組みを策定中で、詳細は2008年秋に発表される予定。

(3) 産業の環境潜在力の強化

環境管理・監査スキーム(EMAS)規則¹¹の改正

1995年に採用が始まったEUの任意の環境管理・監査スキーム「EMAS」には現在、6,000以上の事業所が登録しているが、環境管理規格ISO14001に比べて登録数が伸び悩んでいる。アクションプランでは普及促進に向け、下記のようなEMAS規則の改正が提案された¹²。目的としては、企業(特に中小企業)の手続き負担を軽減することでスキームをより魅力的なものとする一方、EMASが高いレベルの制度であることを保証するため登録企業による環境法遵守を強化する。EMAS改正規則は2009年に採択、2010年から施行される見通しである。

¹⁰ OECDによると、EUのエコ関連特許は増えており、取得件数の多い加盟国ではGDP10億ユーロ当たり年平均3.5件の特許を認可している。

¹¹ [Regulation \(EC\) No 761/2001](#) of the European parliament and of the council of 19 March 2001 allowing voluntary participation by organisations in a Community eco-management and audit scheme (EMAS) (Official Journal L 114, 2001, 4. 24)

¹² [[COM\(2008\) 402 final](#)] “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the voluntary participation by organisations in a Community eco-management and audit scheme (EMAS) {SEC(2008) 2121} {SEC(2008) 2122}”, COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES (Brussels, 16.7.2008)

- 企業・公共機関等の組織や市民の認知度を高めるために、加盟国や EU 機関は一層の普及促進や援助に努める。具体的には、財政支援・措置、登録した組織に対する補助金・税制優遇措置、効力期間の延長、当局による検査頻度の削減など。
- 登録制度を簡素化する。
- 加盟国間で異なる認証・検証手続きと市場監視の要件を統一する EU 規則を導入するほか EU 域外の組織による EMAS の参加を認め域外への普及を図る。
- EMAS ロゴの使用制限を緩和し、今までよりも広範囲で使用できるようにする。

エコ産業発展のための産業政策イニシアチブの開発

エネルギー効率や環境性能の向上に貢献するエコ産業の競争力を高め、環境技術が旧来産業に受け入れられるようにするためのイニシアチブを検討・開発する。その準備として、エコ産業の発展を妨げる規制、市場の不備などを包括的にスクリーニングする。これに際して、EU 域内市場動向、規制簡素化・緩和、標準化、資金調達などの観点が含まれる。

4. 持続可能な製品の国際市場形成を目指した取り組み

EU 内でのアクションに加え、国際市場形成に向けた取り組みも強化する。主には、「天然資源の持続可能な利用に関するテーマ別戦略」や「グローバルエネルギー効率・再生可能エネルギー基金」¹³など、EU がこれまでに進めてきたイニシアチブを通して行う。このほか、京都議定書で規定のない 2013 年以降の国際枠組み（ポスト京都議定書）の議論で提唱されている「セクター別アプローチ」¹⁴については、包括的な協定の一要素として、また包括的な協定を補充するものとして、交渉の過程でこれを促進することとし、主要途上国におけるキャパシティー・ビルディングの支援やセクター別アプローチ構築のための要素の見極めなどを行う。

¹³ Global Energy Efficiency and Renewable Energy Fund (GEEREF) 途上国等におけるエネルギー効率や再生可能エネルギープロジェクトへの民間投資を促進するためのグローバル・リスクキャピタルで、EU が 2008 年 3 月に立ち上げた。欧州委員会がまず 2010 年度までの 4 年間で 8,000 万ユーロを投入、これに欧州投資銀行および世界銀行等の機関や加盟国等から計 1 億 5,000 万～2 億ユーロの資金が想定されている。これにより民間から 3 億～10 億ユーロ程度のリスクキャピタルを取り込めると期待されている。投資規模が小さいプロジェクトを対象とする。

¹⁴ セクター別アプローチとは、主な産業セクター別にエネルギー効率の向上などの目標を定めた「指標」を設定するもので、「積み上げ方式」とも呼ばれる。各セクターの削減可能量を、主なセクターごとに排出削減に有効な技術や制度を特定し、その導入を進めることを想定して算出するため、各国のどのセクターでどれだけ温室効果ガスを削減できるかを特定しやすく、省エネ技術等の普及策の検討につながるという考え方。EU の削減目標の設定方法は過去の排出量実績を参考にしており、早くから省エネ努力を行って排出削減が進んだ国に不公平感が残るが、セクター別アプローチは、基準年までの排出削減努力が反映されることになるという意味では公平な手法であると主張されている。また、経済成長を制限する可能性がある一律の削減目標を定める方法に比べ、中国など途上国に受け入れられやすいと考えられている。

また、グッドプラクティスを国際的に広めていくため、国連の「持続可能な消費と生産に関する 10 年枠組み（マラケシュ・プロセス）」プログラムや、EU・アジアパートナーシップ、G8 を通し、持続可能な消費・生産の政策を推進していく。さらに、環境技術の普及に向けて、WTO や二カ国間交渉の場で環境製品・サービスの貿易自由化¹⁵を促進していくことをうたうほか、EuP 指令は、一定の製品で環境・エネルギー効率の国際規格を推進することになるため、主要な欧州企業にとって輸出市場の形成につながるとしている。

5 . EuP 指令の実施動向

EuP 指令は枠組み指令であり、メーカーが遵守しなければならないルールなど具体的な規定は、対象となる製品グループ別に実施措置で定めることになっている。加盟国政府代表、業界団体、消費者団体などから約 50 名の専門家をメンバーとする諮問フォーラムを設置し、実施措置の定義づけと見直し、市場監視メカニズム効果のモニタリングなどに貢献することとした。

欧州委員会は 2006 年 2 月から 14 の製品グループについて事前調査研究に着手。これに「デジタルテレビ用の単純なセット・トップ・ボックス」が加わり、さらに 2007 年半ばに 5 つの製品グループを加え、事前調査研究の対象となる優先製品グループは 20 となった。2008 年 1 月には「電気モーター」としてまとめていた製品グループを細分化したため、製品グループは 25 となっている。

各製品グループの実施措置へ向けた進捗状況を以下の表で示した。諮問フォーラムで既に協議が行われたものには、ボイラーや温水器、バッテリー、オフィス照明などがあり、うち、オフィス照明、公共エリアの街灯、バッテリーなどは 2008 年中に採択される予定。複雑なセット・トップ・ボックスや掃除機などは事前調査研究が 2009 年に終了する見通しとなっている。最も遅い小型固形燃料焼却装置は採択が 2011 年になるもようである。

¹⁵ 例えば、WTO のドーハ・ラウンドで日・米・EU らは、環境対策製品（環境保護に役立つ製品や環境負荷の小さい製品）の関税撤廃を提案している。安田啓「環境対策製品の貿易自由化交渉難航」ジェトロセンサー2008年7月号 33 頁を参照。

表 2： 事前調査研究が行われているエネルギー使用製品の分野

【1. 諮問フォーラムで協議が行われたもの】

Lot		今後の予定およびエコデザイン要件
1	ボイラーおよびコンビボイラー (ガス、石油、電気) http://www.ecoboiler.org Van Holsteijn en Kemna (VHK)	<ul style="list-style-type: none"> ボイラー、温水器のサイズ別に規定し、達成時期を設定 (小型および大型ボイラー : 2011年1月と2013年1月の二段階、温水器 : 2011年1月から一定レベル・2013年1月からサイズ別3種に分けてレベル設定) 利用段階のNOx排出量はボイラー、温水器とも20ppm、ただし再生可能エネルギーの入力が30%以上の製品は40ppm 2010年1月から上市される製品について製品情報の要件 2010年1月1日からラベリングの義務付け 2013年1月から設置要件を義務付け
2	温水器 (ガス、石油、電気) http://www.ecohotwater.org Van Holsteijn en Kemna (VHK)	2008年および2009年に欧州委員会で投票が実施される予定
6	EuPのスタンバイモードおよびオフモードでの電力ロス http://www.ecostandby.org Fraunhofer Institute for Reliability and Microintegration, IZM, Berlin	「オフモード」と「スタンバイ」の要件 <ul style="list-style-type: none"> オフモード状態の電力消費は施行1年後に1ワット未満、3年後に0.5w未満 再起動機能の提供または再起動機能が可能であることの表示を提供するスタンバイ状態の消費電力は施行1年後に1w未満、3年後に0.5w未満 情報・ステータスのディスプレイも提供する状態の消費電力は1年後に2w未満、3年後に1w未満 電力管理の要件 機器は電力管理機能あるいは類似の機能を提供すること。機器利用後の最短時間内に自動的に低エネルギー消費の状態に切り替わるようにすること。 2008年7月、実施措置案を提出 2008年中に採択する予定
7	電池チャージャーおよび外部電力供給 http://www.ecocharger.org BIO Intelligence Service	外部電力供給 <ul style="list-style-type: none"> 無負荷の消費電力の上限と平均アクティブ効率の下限について実施措置施行後5カ月と2年の二段階で設定 ハロゲンライトコンバータ 施行から1年後の無負荷の消費電力の上限とアクティブ効率の下限を設定 2008年中に採択する予定
8	オフィスの照明 http://www.eup4light.net VITO – Flemish Institute for Technological Research	一体型バラストのない蛍光灯、およびそのランプを利用するために製造されたバラストと照明器具 <ul style="list-style-type: none"> 製品情報要件 ランプ効率に関する要件 ランプ光束維持率に関する要件 水銀含有に関する要件 併用されるバラストの製品情報要件および効率に関する要件 照明器具の製品情報要件、光出力率に関する要件、エネルギー・性能に関する要件 (医療用、破壊行為防止用、調製可能照明、携帯用、緊急用、危険エリア用の照明を除く) 廃棄物に関する要件 メーカーは製品文書に「オフィス任務エリアにおける固定照明に適切」明示する。明示されたランプ、バラスト、照明器具、廃棄物に関する要件 2008年中に採択する予定
9	(公共エリアの)街灯 http://www.eup4light.net VITO – Flemish Institute for Technological Research	<ul style="list-style-type: none"> 特定製品別の要件 (* 施行から1年後の基準を規定 : HIP ランプと公共街灯用ランプのランプ効率、照明器具のクリア管利用、バラストのエネルギー効率、公共街灯用照明器具の密閉性・光出力率 *1年後と5年後の二段階で基準を規定 : HPS ランプと公共街灯用ハロゲンランプのランプ効率、ランプ光束維持率、ランプ存続率 *5年後の基準を規定 : 100wを超えるランプ用バラストの特性) 包括的なエコデザイン要件 (公共街灯用照明器具の照明器具維持率と照明汚染、HIDランプの含有水銀、HID ランプ・HID ランプ用バラスト・照明器具の廃棄物について施行から1年後の基準を規定) 製品に関する情報提供 (HID ランプ・HID ランプ用のバラスト・照明器具、街灯用の全製品について施行から1年後) 2008年中に採択する予定

12	商業用冷蔵・冷凍設備（冷却装置、陳列用棚、自動販売機を含む） http://www.ecofreezercom.org BIO Intelligence Service
2009年春に欧州委員会が採択する見通しのもの	
5	消費者向け家電製品：テレビ http://www.ecotelevision.org Fraunhofer Institute for Reliability and Microintegration, IZM, Berlin
19	家庭用照明（パート1） http://www.eup4light.net VITO – Flemish Institute for Technological Research

注) ロット番号 11 については、2008 年 1 月に明らかにした今後のスケジュールの中で「サーキュレーター」「電気ポンプ」「建物内サーキュレーター」「産業用送風機」「家庭用換気扇」を別々に扱うこととしている。

出所： 欧州委員会ウェブサイト (http://ec.europa.eu/energy/demand/legislation/eco_design_en.htm)
英国環境省ウェブサイト (<http://www.mtprog.com/cms/eup>)

6. 欧州新化学物質（REACH）規則の予備登録状況など

化学物質の登録、評価、認可、制限を 4 つの柱とする「REACH」規則¹⁶では、2008 年 6 月 1 日から物質の予備登録が開始された。予備登録とは、既に市場に流通している既存の化学物質を対象とした手続きで、2008 年 12 月 1 日までに予備登録を行った企業に対し化学物質の本登録期限を最長 2018 年 5 月末まで猶予する。予備登録を行った企業は、同じ物質を扱う事業者間で一物質につき 1 つ形成される「物質情報交換フォーラム（SIEF）」¹⁷に組み込まれ、共同で本登録手続きの準備を進めることになる。

登録を受け付ける欧州化学物質庁（ECHA：European Chemicals Agency）によると、2008 年 8 月 25 日時点で予備登録を済ませた企業数は 6,907 社、件数は 19 万 517 件であった¹⁸。ほとんどは EU の EINECS 番号¹⁹や米国の CAS 番号²⁰といった化学物質識別番号を利用した登録であるという。ただ ECHA は、これらの番号を利用せず物質名などで予備登録する場合には、国際的に汎用性の高い IUPAC 命名法²¹での名称や英語名称の利用を促している。また、SIEF の前段階で、予備登録者間の協議の場である pre-SIEF を作る際に潜在的登録者を正しくグループ分けできるよう、「REACH における物質の特定と命名に関するガイダンス」²²（2007 年 6 月発行）を利用するよう呼びかけている。

¹⁶ REACH については、ジェトロセンサー2008年3月号特集「世界を変える EU 発の製品環境規制」を参照。

¹⁷ SIEF（Substance Information Exchange Forum）は、予備登録後に登録者が義務的に加入するフォーラムで、物質に関する情報交換、動物実験のデータ共有や試験費用負担などを行う。

¹⁸ 予備登録の状況を国別で見た場合、登録件数では英国が、また、登録社数ではドイツが最も多い。

¹⁹ European Inventory of Existing Chemical Substances。EU で商用目的に利用される個々の化学物質（1971 年 1 月 1 日から 1981 年 9 月 18 日までに商用目的で利用可能であった物質）に対して与えられた登録番号のことを指す。

²⁰ Chemical Abstracts Service。米国化学会が定める化学物質識別のための番号。

²¹ 科学者の国際学術機関である国際純正・応用化学連合（International Union of Pure and Applied Chemistry）が定めた命名法。

²² “[Guidance for identification and naming of substances under REACH](#)”，ECHA

また、2008年6月1日からは予備登録と合わせて製品・プロセス指向研究開発（PPORD）について届出²³、問い合わせ、本登録も開始されている。PPORD 届出は、2008年7月28日までに既に278件が寄せられており、さらに145件の問い合わせ、9件の本登録があった。ECHAは、これらの問題点として提出書類の不備を挙げており、2008年7月に書類準備マニュアル「データ提出マニュアル5：登録とPPORD届出のための技術書類の書き方²⁴」を発行、さらに2008年8月半ばには、PPORD届出のための技術的なチェックを行うソフトウェアツール²⁵も提供している。

さらに、ECHAは2008年6月30日、REACHで認可の対象となる高懸念物質（SVHC：Substance of Very High Concern）の特定に関する16の提案について諮問を開始した。2008年8月半ばまでを関係者の諮問期間とし、10月末までに最初の「候補リスト」を公表する予定である。この「候補リスト」に挙げられる物質は、認可対象物質としてECHAに申請を行う義務が生じる「認可リスト」に含まれる可能性が高いとされるため、各メーカーとも「候補リスト」をめぐる動きには注意が必要である。

以 上

²³ 研究開発工程で使用される化学物質（PPORD：product and process oriented research and development）については、ECHAへの届出により5年間の登録免除が適用されることになる。

²⁴ "[Data Submission Manual 5](#): How to Complete a Technical Dossier for Registrations and PPORD Notifications”

²⁵ [ECHA ウェブサイト](#)からダウンロード可能。